

まなびの森保育園上中里 重要事項説明書

1 運営主体

名 称	株式会社こどもの森
所 在 地	東京都国分寺市光町 2-5-1
電 話 番 号	042-571-4536
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 久芳 敬裕

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	まなびの森保育園上中里
施 設 の 所 在 地	〒114-0016 東京都北区上中里 1-26-12
電 話 番 号	03-6903-5530
施 設 長	石原 聖美
受 入 年 齢	1歳児～小学校就学前
利 用 定 員	1歳児 9人・2歳児 9人・3歳児 14人・4歳児 14人・5歳児 14人
開 設 年 月 日	令和3年 4月 1日

※ 国・自治体の要請に応じて職員配置・面積基準を満たす範囲内で利用定員以上に子どもを預かる場合があります。

3 施設の目的及び運営の方針

まなびの森保育園上中里（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

園 舎 の 構 造 ・ 規 模	鉄骨造 3 階建の 1～3 階部分
園 舎 面 積	331.46 m ²
園 庭 面 積	1,472.05 m ² （代替遊技場 中里三丁目児童遊園）

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積 (m ²)	備考
乳児室・ほふく室	1	48.34	
保育室・遊戯室	2	120.76	
事務室・医務室	1	14.51	
調理室	1	16.73	

5 職員

- (1) 職員数は園児数、年齢構成等により異なりますが、園及び市区町村の配置基準に則り配置します。

職種	主な職務内容
園長	園務の統括
保育士	保育業務
調理員・栄養士	給食調理

- (2) 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を配置します。
- (3) 勤務はシフト制によります。

(2) 歯科

医療機関の名称	かわさき小児・矯正歯科医院
歯科医師名	川崎 倫子
所在地	〒114-0014 東京都北区田端 5-7-9
電話番号	03-3827-3194

12 非常災害対策

避難訓練及び消火訓練	毎月1回実施
非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター・備蓄食糧等
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤル及び/又はらくらく連絡網を用います。
避難場所	北区防災センター・旧古河庭園一帯

13 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに子どもの保護者に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させ、必要に応じて関係諸機関へ連絡します。また保護者への連絡がつかない場合にも、子どもの安全確保を第一として医療機関その他への搬送を行うことができるものとします。当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとします。

14 虐待等の防止のための措置

利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、適宜研修等を実施します。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

苦情・要望等に関して園長を苦情解決責任者として「苦情解決に関する規程」に則り適切に対応する他、本部事務局（電話）においても相談窓口を置き対応します。

・本部事務局相談連絡先（042-571-4536）

16 利用児童に関しての保険

保育中に発生した事故に対して対人1事故10億円・1人1億5千万円、対物1千万円の賠償責任保険に加入

17 ルールの遵守・その他

- (1) 子どもが安全で、滞りなく日々の保育を受けることができるよう、保護者は園が集団生活の場であることを理解し、運営規定、園パンフレットほか園のルールを遵守するものとします。
- (2) 与菓、エビペン使用については、医師の指示書等がある場合のみ対応します。またこの指示書等に従って行った行為によって生じた結果については、園・法人ではその責を負わないものとします。
- (3) 園生活での通常の使用を通じて、子どもが身につける洋服・靴等、あるいは生活に必要な医療器具等（めがねや装具など）に破損が生じて、園・法人では責任を負わないものとします。

年 月 日

保育園名：まなびの森保育園上中里

説明者職氏名：園長 石原 聖美

私は、重要事項説明書に基づき説明を受け、あらかじめ、まなびの森保育園上中里の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：